

# 無線設備規則

規則

## 2017年 第2回 一部改正

2017年12月25日 規則 第87号

2017年7月26日 技術委員会 審議

2017年12月15日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2017年12月25日 規則 第87号  
無線設備規則の一部を改正する規則

「無線設備規則」の一部を次のように改正する。

## 5章 極海を航行する船舶の無線設備

### 5.1 一般（極海コード I-A 部 10.1）

#### 5.1.1 適用

-2.(1)を次のように改める。

- 1. 極海を航行する船舶の無線設備については、本規則の関連各章の規定によるほか、本章の規定によらなければならない。
- 2. 前-1.にかかわらず、次の(1)又は(2)に該当する船舶にあっては、原則として本章を適用する必要はない。
  - (1) 船舶設備規程第2条第1項にいう外洋航行船（総トン数500トン以上の船舶安全法施行規則第1条第2項第2号の船舶（自ら漁ろうに従事するものに限る。）を除く。）以外の船舶 ~~SOLAS 条約第 I 章に従い、同条約の適用が除外される船舶（総トン数500トン以上の船舶（漁船を除く）であって、国際航海に従事しない船舶を除く。）~~
  - (2) 船籍国政府に所有又は運用され、かつ、非商用目的にのみ使用される船舶であって、主管庁が適当と認めるもの
- 3. 本章の適用を受ける船舶は、**鋼船規則 I 編 1.1.1-2.**の規定にも適合しなければならない。

### 附 則

1. この規則は、2017年12月25日から施行する。
2. 2017年1月1日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%\*のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。  
\*高速船については、1%を3%に読み替える。

---

# 無線設備規則検査要領

要  
領

2017年 第2回 一部改正

2017年12月25日 達 第92号

2017年7月26日 技術委員会 審議

2017年12月25日 達 第92号  
無線設備規則検査要領の一部を改正する達

「無線設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

5章として次の1章を加える。

## **5章 極海を航行する船舶の無線設備**

### **5.3 規則**

#### **5.3.1 船舶の通信**

規則 5.3.1-2.に規定する音声信号装置は、次を満足するものであること。

- (1) 短音（継続時間約1秒の吹鳴）及び長音（継続時間4～6秒の吹鳴）の組み合わせにより航行中必要な信号を発することができること。
- (2) 船尾方向において音圧が最大となるような位置に設置されていること。
- (3) 航行する海域において予想される環境条件の下でその機能性を維持するよう設計、製造及び設置されること。

#### **5.3.2 救命艇及び救助艇の通信能力**

-1. 規則 5.3.2-1.(1)に適合するため、船舶は安全設備規則 3 編 2.16.1-4.に適合するとともに、少なくとも当該船舶に備える救命艇及び救助艇の数の合計と同数になるよう、安全設備規則 3 編 3.29.1(1)から(11)に掲げる要件を満足する浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置又は安全設備規則 3 編 3.29.2(1)から(7)に掲げる要件を満足する非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置を追加で備えること。

当該浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、非常の際にいかなる救命艇及び救助艇にも迅速に運ぶことができるように、船橋その他適切な場所に積付けること。

-2. 規則 5.3.2-1.(2)及び-2.(1)に適合するため、船舶は安全設備規則 3 編 2.16.1-2.に適合するとともに、少なくとも当該船舶に備える救命艇、救命いかだ及び救助艇の数の合計と同数になるよう、安全設備規則 3 編 3.30.1(1)から(11)に掲げる要件を満足するレーダー・トランスポンダー又は安全設備規則 3 編 3.32.1(1)から(23)及び 3.32.2 に掲げる要件を満足する AIS-SART を追加で備えること。

当該追加のレーダー・トランスポンダー又は AIS-SART は、非常の際にいかなる救命艇、救命いかだ及び救助艇にも迅速に運ぶことができるように、船橋その他適切な場所に積付けること。

-3. 規則 5.3.2-1.(3)及び-2.(2)に適合するため、船舶は安全設備規則 3 編 2.16.1-1.に適合するとともに、少なくとも当該船舶に備え付ける救命艇、救命いかだ及び救助艇の数の合計と同数になるよう、安全設備規則 3 編 3.31.1(1)から(14)に掲げる要件を満足する持運び式双方向無線電話装置を追加で備えること。

当該追加の持運び式双方向無線電話装置は、非常の際にいかなる救命艇、救命いかだ及び救助艇にも迅速に運ぶことができるように、船橋その他適切な場所に積付けること。

## 附 則

1. この達は、2017年12月25日から施行する。
2. 2017年1月1日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%\*のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。

\*高速船については、1%を3%に読み替える。